



宮 崎 県 公 報

令和6年3月12日(火曜日)号外 第3号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

条 例

○公営企業の設置等に関する条例の一部を改正す

る条例	1
○宮崎県公立学校情報機器整備基金条例	2
○市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一 部を改正する条例及び市町村立学校職員の分限 に関する条例の一部を改正する条例	2

本号で公布された条例のあらまし

◎ 公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第1号)

- 改正の理由及び主な内容
渡川発電所の最大出力の増加等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県公立学校情報機器整備基金条例 (条例第2号)

- 制定の理由及び主な内容
初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する経費の財源に充てるため、基金を設置することとしました。
- 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例及び市町村立学校職員の分限に関する条例の一部を改正する条例 (条例第3号)

- 改正の理由及び主な内容
地方公務員法の改正に伴い、職員の定年年齢が引き上げられたこと等に対応するため、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第1号

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

公営企業の設置等に関する条例(昭和41年宮崎県条例第47号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(経営の基本) 第3条 [略] 2 企業の規模等については、次に定めるところによる。 (1) 電気事業 発電所の名称、位置及び最大出力は、次のとおりとする。	(経営の基本) 第3条 [略] 2 企業の規模等については、次に定めるところによる。 (1) 電気事業 発電所の名称、位置及び最大出力は、次のとおりとする。
名称	名称
位置	位置
最大出力(概数)	最大出力(概数)

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>渡川発電所</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: right;">12,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">159,055</td> </tr> </table> <p>(2)・(3) [略] (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2 第8項の規定により企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 100万円以上である場合とする。</p>	[略]			渡川発電所	[略]	12,000	[略]			計		159,055	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>渡川発電所</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: right;">12,344</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">159,399</td> </tr> </table> <p>(2)・(3) [略] (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2 の8 第8項の規定により企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 100万円以上である場合とする。</p>	[略]			渡川発電所	[略]	12,344	[略]			計		159,399
[略]																									
渡川発電所	[略]	12,000																							
[略]																									
計		159,055																							
[略]																									
渡川発電所	[略]	12,344																							
[略]																									
計		159,399																							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎県公立学校情報機器整備基金条例をここに公布する。

令和6年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第2号

宮崎県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第1条 県又は市町村が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 241条第1項の規定に基づき、宮崎県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、県又は市町村が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事と教育委員会が協議して定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和11年6月30日限り、その効力を失う。

市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例及び市町村立学校職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第3号

市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例及び市町村立学校職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

(市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 (定年退職者等の再任用に関する経過措置)	附 則 (定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第4条 [略]
 2・3 [略]
 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項、次項及び附則第11条において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 [略]
 （暫定再任用職員の勤務時間等に関する経過措置）
 第11条 暫定再任用職員で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第4条の規定による改正後の市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

第4条 [略]
 2・3 [略]
 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 [略]
 （暫定再任用職員の勤務時間等に関する経過措置）
 第11条 暫定再任用職員で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第4条の規定による改正後の市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下この条及び次条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

第12条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第44号）第2条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）第3条第5項に規定する定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される同条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額に、新勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（市町村立学校職員の分限に関する条例の一部改正）

第2条 市町村立学校職員の分限に関する条例（昭和31年宮崎県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
4 学校職員の休職の期間中における給与の特例に関する条例（昭和28年宮崎県条例第46号）は、 <u>廃止する。</u>	5 学校職員の休職の期間中における給与の特例に関する条例（昭和28年宮崎県条例第46号）は、 <u>廃止する。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

